

いう。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が別表の番号の区分に応じて別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局水道課
電話 026 (235) 7382

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月10日 午前10時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県議会棟 401号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年6月9日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局水道課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年6月7日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

番号	調達する物品等	予定数量(基)	等級区分
1	口径13mm水道メーター(直読)	6,600	B以上
2	口径20mm水道メーター(直読)	1,900	B以上
3	口径25mm水道メーター(直読)	170	C以上
4	口径30mm水道メーター(直読)	25	C以上
5	口径40mm水道メーター(直読)	30	C以上
6	口径40mm水道メーター(隔測)	2	C以上
7	口径50mm水道メーター(隔測)	17	C以上
8	口径75mm水道メーター(隔測)	10	C以上
9	口径150mm水道メーター(隔測)	2	C以上

水道課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月27日

東北信運転免許センター所長 渋澤利樹

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

四輪車用運転シミュレータ 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 借入期間

平成17年1月1日から平成22年12月31日まで

(4) 借入場所

東北信運転免許センター(長野市)

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市川中島町原704-2
東北信運転免許センター総務係
電話026(292)2345 内線220
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年7月13日 午後1時30分
イ 場所 東北信運転免許センター(長野市)
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成16年7月12日 午後5時
イ 場所 長野市川中島町原704-2(郵便番号381-2224)
東北信運転免許センター総務係
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書によります。
- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Driving Simulator for four-wheeled vehicles, 1 set
- (2) Lease Duration:
From January 1, 2005 until December 31, 2010
- (3) Delivery places:
Tohokusin Untenmenkyo Center in Nagano City
- (4) Contact place for information about the tender:
description / conditions / and other inquiries:
General affairs Branch, Driver's License Division,
Tohokusin Untenmenkyo Center
704-2 Hara, Kawanakajima-machi, Nagano City
Tel: 026-292-2345 Ext. 220
- (5) Time and place for the tender:
Time : 1:30 PM July 13, 2004
Place : Driver's License Division, Tohokusin Unten

menkyo Center, 704-2 Hara,
Kawanakajima-machi, Nagano City

- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:
Time : 5:00 PM July 12, 2004
Place : Driver's License Division, Tohokusin Untenmenkyo Center, 704-2 Hara,
Kawanakajima-machi, Nagano City 381-2224

東北信運転免許センター

公告

近く執行される予定の参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催します。

平成16年5月27日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

- 日時 平成16年6月8日(火) 午後1時30分
- 場所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県庁 西庁舎301号会議室

選挙管理委員会

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により松本市旭2丁目4番16号藤原英夫から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知しましたので、これを公表します。

平成16年5月27日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 木下茂人
16監査第2号
平成16年5月20日

(請求人) 様

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 木下茂人

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について

(通知)

平成16年3月23日に提出のあった標記請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

- 請求人
松本市旭2丁目4番16号 藤原英夫
- 請求書の提出
請求書の提出は、平成16年3月23日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書及び請求人の陳述の内容を勘案すると、請求の要旨は次のとおりである。

請求の要旨

長野県知事は、安川英昭サイトウ・キネン・フェスティバル松本実行委員会委員長に対して、平成4年から同14年まで毎年1億円、また平成15年には8,000万円の支出を行った。

これは、サイトウ・キネン・フェスティバル松本実行委員会への、県の共催負担金である。

この共催負担金は、松本市も毎年同負担金として、助成措置をとってきたものである。県と市の合計額は、毎年2億数千万円の巨額にのぼる。

このような多額な助成措置が、一文化事業である同実行委員会の発足した平成4年以来、12年間にわたって毎年行われてきた。

財団法人サイトウ・キネン財団は文部科学省所管の公益法人であり、同省が理事長を監督することはできるが、任免等の権限はなく、公の支配に属していない私的団体である。同財団の事業である音楽祭の実行に関する事項を審議する同実行委員会もまた公の支配に属していない。したがって、同実行委員会に対する県の共催負担金の支出は、公金その他の公の財産が、公の支配に属しない事業に対して支出してはならないとした憲法89条に抵触するケースである。

特に、その実態と運営、及びこの活動の為に有賀正松本市長が、新しい市民芸術会館という元の市民会館増改築当初の趣旨を遥かに越えたところの、いわゆる四面舞台のオペラハウスを建設した経緯からして、本件同実行委員会プロジェクトは単なる芸術、あるいは芸術教育振興助成として、市民、あるいは県民の公金を支出する対象としての事業目的と趣旨を凌駕した規模と性格をもつに至った。その結果として、他の県下、同市の文化領域、特に芸術、教育等への公金助成と比して著しくバランスを欠き、その文化、教育の正常な発展を阻害した内容となってきた。

文化とか芸術、あるいはその教育分野は、優れて人間特有のものであり、地域、風土に密着して発達し発展する性質のものであるから、イベントによる成果は、人間性の内面に日常的な生活の中からにじみでてくる教養、文化、カルチャーとして醸成されるものである。

問題は、市県民税がその納税者に十分に精神的、物質的還元となっているかであり、もう十年を経過したのであるから一定の評価をするのが妥当であろう。巨額の税金を投入し続けるに値するか、またそのプロジェクトの成果と結果がどうかについて、納税者としての厳しい目が注がれなくてはならない。

サイトウキネンのプロジェクトが透明性に欠け、公金支出の内容と検証が不能となっているのは、県と市から12年間で20数億円と多額に支出された経緯からして問題であろう。納税者としては、検証、調査、定期的検査の欠如について、県、市の監査委員が不作為ではなかったか、あるいは担当者がその目標と内容を咀嚼して成果を実証したかについて疑問を持たざるを得ない。今後のあり方として、公金支出の透明性確保、不正不当の排除、公金とその用途の検証、即ち検査の徹底が求められる。

憲法上の公金違法支出について、少なくとも一度は検証を試みるべきであり、この公金を支出した知事は、違法な公金支出により長野県が被った損害を賠償する責任がある。

なお、その違法不当な公金支出の事実は、本監査請求より1年以上前に行われたものを含むけれども、何れも市民が客観的に知りえなかったものであり、本請求が上記各行為後1年を越えて行われたことには、正当な理由がある。

よって、監査委員は、知事に対して次のように勧告することを求める。

記

知事は、長野県が上記のサイトウ・キネン・フェスティバル松本実行委員会へ支払った公金、平成4年度から同15年度までの合計額11億8,000万円全額を、同実行委員会から県に返還させること。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成16年3月23日にこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成16年4月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、「長野県措置請求書一追加」により請求の趣旨の補足を行うとともに、事実証明書として長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）による開示請求文書他8点を提出した。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

なお、請求人は、郵送により平成16年5月6日に、新たな事実証明書として論文他2点並びに請求の趣旨を補足するものとして「長野県措置請求書一追加その2」及び「長野県措置請求書一追加その3」を、平成16年5月11日に、請求の趣旨を補足するものとして「長野県措置請求書一追加その4」を、平成16年5月14日に、新たな事実証明書として新聞の掲載記事1点及び請求の趣旨を補足するものとして「長野県措置請求書一追加その5」を、平成16年5月17日に、請求の趣旨を補足するものとして「長野県措置請求書一追加その6」を提出したが、陳述後の提出であるため証拠として採用しなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容、事実を証する書類及び陳述の内容から判断した請求事項のうち、本件請求より1年以上前に行われた公金支出について、請求人は「何れも市民が客観的に知りえなかったものであり、本請求が上記各行為後1年を越えて行われたことには、正当な理由がある。」と主張している。

法第242条第2項は、住民監査請求について、「当該行為のあった日又は終わつた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

「正当な理由」については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くした場合に、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解される。

これを本件請求について見ると、請求の対象となっているサイトウ・キネン・フェスティバル松本実行委員会への共催負担金(以下「負担金」という。)の支出については、長野県情報公開条例に基づき公文書公開請求を行えば、関係文書の公開を受けることが可能であったといえる。

したがって、相当の注意力をもって調査すれば、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に本件請求に関する行為について知ることができたものと考えられる。

よって、本件請求のうち、請求書を受領した平成16年3月23日から起算して負担金の支出日がすでに1年を経過したのものについては、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められないことから、監査の対象とならないものと判断する。

以上のことから、平成15年度の負担金の支出について監査対象とした。

2 監査対象機関

生活環境部生活文化課について監査を実施した。

3 監査対象機関の陳述

監査対象機関の陳述は、平成16年4月26日に実施した。監査対象機関の陳述の際、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、本件請求には、理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関の陳述を実施した結果、次に掲げる事項を確認した。

(1) サイトウ・キネン・フェスティバル松本について

ア 平成4年以来毎年松本市において開催されている指揮者小澤征爾氏とサイトウ・キネン・オーケストラによる音楽祭である。平成15年度は、平成15年8月22日から9月14日までの24日間にわたって開催され、鑑賞者総数は5万4,348人であった。

イ 主催は、サイトウ・キネン・フェスティバル松本実行委員会(以下「実行委員会」という。)及び財団法人サイトウ・キネン財団(以下「サイトウ・キネン財団」という。)である。

ウ 共催は、長野県及び松本市である。

エ 公演内容は、オーケストラ公演、オペラ公演及び室内楽コンサート等である。平成15年度は、オーケストラ公演及びオペラ公演等の公式公演が15公演行われた。そのうちの「ふれあいオーケストラ・コンサート」では、地元公募による1,000人の合唱団が、サイトウ・キネン・オーケストラと共にコンサートを行った。また、オープニングコンサート、子どものための音楽会及び街角スクリーンコンサート等の関連公演が24公演行われた。

オ 開催場所は、長野県松本文化会館及び松本市音楽文化ホール等である。

カ 平成15年度における事業費の決算見込みは、9億7,404万5千円である。

キ サイトウ・キネン・フェスティバル松本を成功させるた

め、平成5年にSKFボランティア協会が設立されており、演奏会場の受付、案内及びグッズ販売等の運営全般に関し、当該協会の会員がボランティア活動を行っている。平成15年度の会員数は606人である。

(2) 実行委員会について

サイトウ・キネン・フェスティバル松本については、サイトウ・キネン財団の寄附行為第4条において、同財団の事業として「サイトウ・キネン・オーケストラによる音楽祭の開催」が定められており、同寄附行為第10条では、「本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て」と定められている。また、同寄附行為第28条において、理事会の議決に当たっては、理事会で選出される評議員から組織される「評議員会の意見を聞かなければならない。」と定められている。さらに同寄附行為第30条では、「音楽祭の実行に関する事項を審議するため実行委員会を置く。」と定められている。

そして、実行委員会規則第3条において、「委員会は、サイトウ・キネン財団寄附行為第30条に基づいて設置し、サイトウ・キネン・オーケストラによる音楽祭を開催することを目的として、本規則に従って音楽祭開催に関するすべての必要な事項を審議する。」と定められている。また、同規則第5条第1項では、「委員会は、実行委員長1名、副実行委員長若干名、総監督(ゼネラルディレクター)、委員及び事務局局長によって構成する。」と定められている。

さらに、委員の職務は、同規則第8条において、「委員は、委員会を組織し、第3条に定める音楽祭の実行に関する事項を審議する。」と定められており、事務局長の職務は、同規則第11条において、「事務局長は、音楽祭中期事業計画の策定、実行委員会予算の編成・執行管理、同決算、音楽祭の運営等、実行委員会の全ての事務を掌理する。」と定められている。

平成15年度においては、平成15年2月6日に開催された実行委員会で、平成15年度の事業計画及び収支予算について審議がなされ、さらに同年2月21日に開催されたサイトウ・キネン財団の評議員会の審議を経て、同日開催された同財団の理事会で議決されている。

つまり、実行委員会は、サイトウ・キネン・フェスティバル松本の事業計画及び収支予算案を作成し、サイトウ・キネン財団の理事会での議決を経た後、同フェスティバルを実施・運営していく役割を担っている。

そして、この実行委員会の名誉会長には長野県知事が、副実行委員長には生活環境部長が、実行委員には長野県松本文化会館館長及び生活文化課長が、それぞれ就任している。また、生活環境部長は、同財団の評議員にも就任している。

(3) 負担金の支出状況について

県においては、サイトウ・キネン・フェスティバル松本が、県民に最高水準の音楽芸術を提供するとともに、本県における音楽文化の裾野の拡大に貢献すると認められることから、平成4年以来毎年共催することとし、負担金を支出している。平成15年度の負担金に係る予算については、平成15年度長野県一般会計予算案に計上され、県議会の審議を経て、平成15年3月18日に議決されている。その後実行委員長から平成15年4月1日付けで共催及び共催負担金8,000万円の支出の依

頼があり、これを受けて県は、同年4月22日付けで共催承認の通知をし、同年5月30日及び8月29日にそれぞれ4,000万円の概算払いをしている。その後、実行委員長から平成16年3月18日付けで平成15年度事業実績報告書が提出され、県は同年3月22日に負担金の精算をしている。精算額は8,000万円であった。当該負担金は、サイトウ・キネン・フェスティバル松本の運営に係る経費全般に充てられていた。

この負担金に係る会計処理については、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い行われていることが確認された。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

本件請求において請求人は、「実行委員会に対する県の共催負担金の支出は、公金その他の公の財産が、公の支配に属しない事業に対して支出してはならないとした憲法89条に抵触するケースである。」と主張している。

判例によると、「公の支配」については、「国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し得る途が確保され、公の財産が濫費されることを防止し得ることをもって足りるものというべきである。右の支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではないと解するのが相当である。」（平成4年11月26日新潟地裁判決）とされている。また、学説においても、「公の支配」については、判例と同様に、緩やかに、かつ広義に解するのが通説である。

サイトウ・キネン・フェスティバル松本については、前述のとおり、県は当初から共催という立場で関わっている。また、知事以下4人の県職員が実行委員会に参画しており、同フェスティバルが公の利益に沿わない場合には、実行委員会において、県として是正を求めていくことができるものと解される。

したがって、実行委員会に対しては、県の一定の関与が及ん

でいるというべきであり、実行委員会に対する県の負担金の支出は、公の支配に属しない事業に対する支出に当たらないことは明らかである。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

監査委員事務局

公告

長野県地方労働委員会規程（昭和33年10月27日県報）の一部を、平成16年5月12日、次のとおり改正し、同日から施行しました。

平成16年5月27日

長野県地方労働委員会

第9条第2項中「次長」を「課長」に改める。

第10条第1項中「次長」を「事務を主管する課長」に改め、同条第2項中「次長」を「課長」に、「調整総務課長」を「あらかじめ課長が指定した職員」に改める。

別表第1の2中「(次長の専決する事項を除く。)」を削り、同表の5中「次長」を「課長」に改め、同5を同表の7とし、同7の前に次のように加える。

6 年報の編集に関すること

別表第1の4を同表の5とし、同表の3を同表の4とし、同表の2の次に次のように加える。

3 あつせん員、調停委員会委員長及び仲裁委員会委員長の決定した事項の施行

別表第2中「次長」を「課長」に改め、同表の2及び3を削り、同表の4を同表の2とし、同表の5を同表の3とし、同表の6を削り、同表の7を同表の4とする。

地方労働委員会事務局

公告

平成16年5月12日において委嘱している長野県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、経歴等は次のとおりです。

平成16年5月27日

長野県地方労働委員会会長 渡 邊 裕

長野県地方労働委員会あつせん員候補者

氏 名	現 職	主 要 経 歴
渡 邊 裕	長野県地方労働委員会会長 信州大学経済学部教授	信州大学経済学部助教授
土 屋 準	長野県地方労働委員会会長代理 弁護士	
中 村 田 鶴子	長野県地方労働委員会委員 弁護士	
林 一 樹	長野県地方労働委員会委員 弁護士	
宮 地 良 彦	長野県地方労働委員会委員 信州大学名誉教授	信州大学学長
鈴 木 三 男	長野県地方労働委員会委員 UIゼンセン同盟長野県支部支部長	ゼンセン同盟東京支部次長

工藤 きみ子	長野県地方労働委員会委員 長野県労働組合連合会副議長	長野県医療労働組合連合会書記長
瀧澤 一夫	長野県地方労働委員会委員 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長長野地方協議会議長	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長長野地方協議会事務局長
斉藤 幸男	長野県地方労働委員会委員 JAM長野執行委員長	JAM長野副執行委員長
北山 秀一	長野県地方労働委員会委員 情報産業労働組合連合会長長野県協議会議長	情報産業労働組合連合会長長野地区協議会事務局長
塚田 俊之	長野県地方労働委員会委員 ㈱みすずコーポレーション代表取締役会長	㈱みすずコーポレーション代表取締役社長
中島 清	長野県地方労働委員会委員 信南サービス㈱代表取締役社長	信南交通㈱代表取締役社長
牛山 今朝治	長野県地方労働委員会委員 ㈱イースタン代表取締役会長	㈱イースタン代表取締役社長
星澤 哲也	長野県地方労働委員会委員 東京法令出版㈱代表取締役社長	東京法令出版㈱専務取締役
佐藤 穰	長野県地方労働委員会委員 (社)長野県経営者協会常務理事	(社)長野県経営者協会事務局長
有賀 徳子	社会保険労務士	
伊藤 袈裟秋	長野県企画局ユマニテ・人間尊重課長	長野県住宅部建築管理課調整幹兼課長補佐
三澤 鈴子	長野県男女共同参画センター館長	長野県松本農業改良普及センター豊科支所長
原田 正男	長野県東信労政事務所長	長野県社会部厚生課国民健康保険室長
丸山 敏男	長野県南信労政事務所長	長野県消防学校副校長
浦野 昭治	長野県中信労政事務所長	松本教育事務所長
水野 正雄	長野県北信労政事務所長	長野県会計局次長
小林 義一	長野県地方労働委員会事務局長	長野県社会部人権尊重推進課長
山田 功	長野県地方労働委員会事務局調整総務課長	長野県社会部厚生課調整幹兼課長補佐
内山 広平	長野県地方労働委員会事務局審査課長	長野県松本地方事務所厚生課事務主幹社会第一係長

地方労働委員会事務局